

# 淡路広域水道企業団公用車安全運転管理規程

平成 22 年 3 月 26 日

管理規程第 7 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以上「法」という。）の定めるところにより、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）の所有する大型自動車、普通自動車、軽自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「公用車」という。）の安全運転の確保及びそのための管理について、必要な事項を定めるものとする。

(心構え)

**第 2 条** 業務で公用車を運転する職員及び運転を指示する職員は、その運行に当たって、常に人命尊重を旨とし、交通法規及びこの規程を遵守して安全運転確保に努めなければならない。

(安全運転管理者等の選任)

**第 3 条** 企業長は、法第 74 条の 3 の規定に基づき、庁舎（サービスセンターを含む。）ごとに法定の資格を有する職員のうちから安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任する。

2 企業長は、安全運転管理者等を選任したときは、15 日以内に公安委員会に届け出るものとする。

(安全運転管理者等の任務)

**第 4 条** 安全運転管理者は、安全運転確保に関する一切の業務を行うこととする。

2 安全運転管理者は、職員に対して交通事故を防止するうえで必要な指示、指導及び教育を行うものとする。

3 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助するものとする。

(安全運転管理者等の解任)

**第 5 条** 企業長は、安全運転管理者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任する。

(1) 異動、退職又は長期にわたる病気休職その他の理由により、その業務を遂行できなくなったとき。

(2) 公安委員会の解任命令を受けたとき。

(3) 安全運転管理者等としての職務、役割に反する行為があったとき。

2 安全運転管理者等を解任したときは、15 日以内に公安委員会に届け出るものとする。

る。

(所属長)

**第6条** 所属長（センター長を含む。以下同じ。）は、安全運転管理者等の指示、指導等に従い、公用車の運転者に対し、安全な運転に関する事項を遵守させるよう適切に指導し、指示し、監督することを任務とする。

(安全運転の確保)

**第7条** 安全運転を確保するために、安全運転管理者は次のような措置をとるものとする。

(1) 飲酒運転の禁止

(2) 過労運転等の禁止

(3) 速度違反運転の禁止

(4) 前3号に掲げるもののほか、交通法規に違反する運転の禁止

2 安全運転管理者は、交通法規に違反する運転の強要若しくは助長又は容認をしてはならない。

(運転日誌)

**第8条** 安全運転管理者は、運転日誌を車両ごとに備え付けなければならない。

2 所属長は、車両ごとに車両の運行開始と終了日時、走行距離等を記録させ、運転の状況を把握し、安全運転管理者に報告しなければならない。

(車両の公務外使用の禁止)

**第9条** 公用車は、公務以外の目的に一切使用してはならない。

(車両管理台帳)

**第10条** 安全運転管理者は、車両管理台帳を備え付けて、車両の整備状況、車検の有効期間、自動車保険の付保状況等の把握に努めるものとする。

(鍵の保管)

**第11条** 車両の鍵は、運転終了後に必ず所定の保管場所に収納するものとし、所属長がその保管に当たるものとする。

(事故発生時の措置)

**第12条** 安全運転管理者は、運転者から交通事故発生 の報告を受けた場合、運転者に対し適切な処置を取るよう指示しなければならない。

(事故の処理)

**第13条** 安全運転管理者は、事故を起こした運転者に交通事故報告書を提出させるとともに、契約保険会社等に事故発生状況等の必要な事項を通知するものとする。

(事故の解決処理)

**第 14 条** 事故の解決処理については、安全運転管理者、所属長及び運転者が責任をもってこれを解決しなければならない。

(運転者の管理)

**第 15 条** 安全運転管理者は、所属長に命じ、法第 84 条第 1 項の規定による公安委員会の運転免許を受けた職員のうち、公用車を運転する者の台帳(別記様式。以下「運転者台帳」という。)を作成し、運転者の管理に当たるものとする。

(運転者の指定)

**第 16 条** 所属長は、公用車のうち、大型自動車、中型自動車及び特殊自動車の運転を、原則として指定した職員以外の者に運転させてはならない。

2 運転者の指定は、運転者台帳に登載された運転者の中から車両ごとに適格する者を指定するものとする。

(運転者の義務)

**第 17 条** 公用車を運転する職員は、法の趣旨をよく理解し、淡路広域水道企業団公用車の運転者服務規程(平成 22 年淡路広域水道企業団管理規程第 8 号)を遵守するとともに、安全運転管理者の指導及び指示に従い安全運転に努めるものとする。

(日常(運行前)点検の報告)

**第 18 条** 所属長は、就業時に運転者に対し日常(運行前)点検を確実に実施させ、異常の有無を報告させるものとする。

(講習会等の実施)

**第 19 条** 安全運転管理者は、運転者の技術等運転に関する知識の向上を図るため、講習会、運転者会議等を随時実施するものとする。

(その他)

**第 20 条** この規程に定めるもののほか、公用車の安全運転に関する必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第15条関係）

運転者No. \_\_\_\_\_

運 転 者 台 帳

年 月 日 作成

|               |             |       |         |   |          |             |
|---------------|-------------|-------|---------|---|----------|-------------|
| フリガナ          |             |       |         | 所 属   | 職 名      | 年 月 日       |
| 氏 名           |             |       |         |   |          | ・ ・         |
| 生 年 月 日       | 年           | 月     | 日生      |   |          | ・ ・         |
| 採 用 年 月 日     | 年           | 月     | 日       |   |          | ・ ・         |
| 現住所           | TEL         |       |         |   | 血液型      | 型<br>RH ( ) |
| 転居先1          | TEL         |       |         |   | 疾病（既往症）  |             |
| 転居先2          | TEL         |       |         |   | 薬に対する過敏性 |             |
| 緊急連絡先         | 氏 名         | 関係    | 住 所     | TEL   |          |             |
|               | 第1          |       |         |   |          |             |
|               | 第2          |       |         |   |          |             |
| 免許の種類         | 免許の種類       | 交付年月日 | 有効期限年月日 | 運転免許証 [写し] 貼付 (表)<br>(取得・更新後直ちに貼付すること。)<br><small>ちょう</small><br><small>ちょう</small> |          |             |
|               |             | ・ ・   | ・ ・     |   |          |             |
|               |             | ・ ・   | ・ ・     |   |          |             |
|               |             | ・ ・   | ・ ・     |   |          |             |
|               |             | ・ ・   | ・ ・     |   |          |             |
|               |             | ・ ・   | ・ ・     |   |          |             |
| 略 歴（最終学歴及び職歴） |             |       |         | 家 族 関 係（同居者のみ）  |          |             |
| 年 月 日         | 学 校 名・会 社 名 |       |         | 氏 名   | 続 柄      | 年 令         |
| ・ ・           | 卒業          |       |         |   |          |             |
| ・ ・           |             |       |         |   |          |             |
| ・ ・           |             |       |         |   |          |             |
| ・ ・           |             |       |         |   |          |             |
| ・ ・           |             |       |         |   |          |             |

(表)

|        |                                  |               |                 |     |
|--------|----------------------------------|---------------|-----------------|-----|
| 事故・違反歴 | 発 生 年 月 日                        | 事 故 ・ 違 反 内 容 | 処 理 ・ 処 分 の 概 要 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
|        | ・                                | ・             |                 |     |
| 特記事項   | (健康上・性格上の注意点、運転免許条件、添乗指導時の指示事項等) |               |                 |     |
|        | (安全運転教育の実施状況、賞罰、適性検査結果、その他)      |               |                 |     |
| 受講記録等  | 年 月 日                            | 記 録           | 年 月 日           | 記 録 |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |
|        | ・                                | ・             | ・               | ・   |

(裏)